



横浜合同法律事務所

ニュース

よこはまごうどうほうりつじむしょ



明けましておめでとうございます



米軍のヘリパッド建設に反対し座り込む人々と機動隊 沖縄県東村高江 2016年10月22日

●弁護士

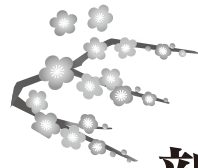
畑山 穰	関守麻紀子	田井 勝	鈴木 啓示
川又 昭	近藤ちとせ	北神 英典	海渡 双葉
根岸 義道	田渕 大輔	高橋 由美	徳永 吉彦
小口千恵子	中村 晋輔	清水 俊	鈴木兼一郎
高橋 宏	浅川 壽一	石崎 明人	

●事務局

塚本 洋子	中村妃奈子
渡部 健二	柳原 康雄
森下 純子	高木麻美子
塩見 祐	大田 順子
石栗ルミ子	大沼 恵
山本 明子	星野 知英
吉田 幸穂	

横浜合同法律事務所 〒231-0021横浜市中区日本大通17番地 J P R横浜日本大通ビル 8階 TEL045-651-2431 FAX045-641-1916

<http://www.yokogo.com>



新春のご挨拶



弁護士 畑山 穰



明けましておめでとうございます。

さて、いよいよ太平洋の新たなでは共和党の異端児、不動産王の異名をもつトランプ氏の政権が破天荒の船出です。船のなからは矛盾と衝突、内紛の満載で、アメリカ丸の進路や如何、無事航海して行けるのかと、世界中がはらはらしながら注目しております。

なにしろ、移民排斥、人種差別をはじめ数々の暴言を繰返して共和党主流派のなかからさえも愛想をつかすものが続出し、民主党クリントン候補とアメリカ大統領選挙史上、最低最悪と言われる中傷誹謗合戦で勇名をかせ、本命はクリントンとの大手メディアの下馬評をひっくり

返し、目出度く世界一の強国を支配する第四五代大統領の座を射止めた人物ですから、世界中が不安になるのも無理からぬことでしょう。

しかし想定外のこの選挙結果は、二〇一一年、アメリカ金融資本の牙城ウォール街に対するオキュパイ(占拠)運動が掲げたスローガン「1%の最富裕層のための政治ではなく、九九%のための政治を！」に象徴され、また、民主党の予備選挙では、民主社会主義者を称するサンダース氏が、クリントン氏と最後まで競り合いの善戦振りを見せたように、民主・共和の両党による永年のキャッチボール政治が、多国籍企業と金融大資本、超富裕層の利益のための政

治であったこと、そのため貧困層が生存の危機にさらされ、中間層の市民は経済的な疲弊にあえいでいる反国民的悪政の現実を、主権者として認め自覚的に行動するよう、アメリカ国民の少なからぬ層にうながすに至っていることを示しております。

今回、トランプ氏は、悪政の被害に怒る白人ブルーカラー層をターゲットとして「エスタブリッシュメントの既成政治家による政治を打破して、アメリカ・ファースト、強いアメリカを取り戻すのだ」と舌先三寸のごまかし言葉で票をかき集めました。馬脚を現すのは時間の問題でありましょう。

他方、わが国の安倍晋三首相ですが、個人的信頼関係を築き

たいといの一番にニューヨークへのトランプ詣ではせ参じるや、たちまち意気投合の様子です。

しかし、わが国でも、憲法を蹴散らしながらアベノミクスによる国民のなりわいと暮らしの破壊、戦争国家への道をまっしぐらに暴走しようとしている自公政権の前面には、戦争法の強行成立の過程で、市民を基盤とする野党共闘が立ちふさがったように、国民のなかには、安倍自公政権とその補完勢力が推進する悪政に対し、がぜん、主権者として民主主義を擁護しなければならぬとする自覚が強くなり、呼び覚まされ根を広げつ、あり、オール沖縄のたたかいや、昨夏の参議院選挙、そして鹿児島、新潟の県知事選挙と現実の政治の上でも力を発揮し成果をあげ出してあります。

この一年、事務所員一同みなさまとご一緒に、私たちの命と暮らしを守り、何よりも憲法を擁護し平和を願って進んでまいりたいとぞんじますのでよろしくお願い申し上げます。

原告たちの声

建設アスベスト訴訟・今年3月結審

弁護士 田井 勝

1 2016年夏号でもお伝えした、建設アスベスト訴訟を報告します。

この裁判は、神奈川県で建設作業（大工や左官、電工など）に従事し、アスベスト粉塵を吸い続けた結果、肺がんや中皮腫などの被害にあわれた方が、その危険なアスベスト含有建材を製造販売し続けた企業（メーカー）と、適切な規制を怠り流通を促進した国に対して損害賠償を求めている訴訟です。

第1陣裁判（原告数約80名）が東京高裁第5民事部で争われ、第2陣裁判（原告数約40名）が横浜地裁第2民事部で争われています。双方の裁判とも、今年3月に結審、つまり審議終了が予定されており、いよいよ大詰めとなっています。

2016年1月、京都地裁における同種裁判で国のみならず企業の責任も認める判決が下りました。神奈川の2つの裁判でも、この京都を上回る判決を勝ち取ろうということ、原告、弁護士、運動体が一体となって頑張っております。

2 裁判が続く中、これまで多くの原告が道半ばにして亡くなっています。私の担当している原告でも、3人がこれまで、裁判の途中にお亡くなりになりました。

第2陣裁判の原告副団長としてたまたかっていた尾原紀昭さん（電工）は、2015年4月、石綿肺と肺がんを患い、亡くなりました。亡くなる3日前、尾原さんの希望もあり、私と組合の担当者の二人で尾原さん宅を訪

れ、尾原さんの被害実態を伝えるビデオ撮影を行いました。尾原さんは動画の中で、酸素ボンベをつけたまま、息を切らしながら、「自分たちが働いていた当時、企業や国の担当者がもう少し対策をとってもらったらこのような惨状にならなかった」こと、そして、「これからでも遅くないので、対策と賠償を、皆で真剣に考えてほしい」と訴えました。

同じく第2陣裁判でたまたかっていた渡邊清（大工）さんは、2016年8月、石綿肺で亡くなりました。亡くなる直前まで、病床で、「法廷に出て被害の実情を訴えたい」、「大工の作業でどのようにアスベスト被害を受けるかを裁判官に伝えたい」と言い続けつつ、でも、残念な

がらその思いがかなわず、亡くなりました。そして、昨年11月の裁判では、渡邊清さんの娘さんが、その清さんの思いを引き継いで、法廷で意見を述べました。娘さんは、国とメーカーに謝ってほしいこと、そして、もっとと清さんに生きていてほしかったことを、涙ながら、でも力強く訴えました。

3 アスベストの問題は社会的な問題であり、10年〜20年後には日本全国で10万人以上の方にアスベストを原因とする病気が発症するともいわれています。亡くなられた原告さんの思いを無駄にしないよう、この裁判を解決させ、そして、我が国のアスベストの問題を少しでも解決につなげられるよう、頑張りたいと思います。



電機リストラに風穴

日立仮処分

弁護士 高橋 宏



1 勝利解決

2016年11月29日、日立製作所に対して、横浜地裁に転籍強制禁止仮処分を申し立てていた田中さんが、勝利解決しました。

田中さんは、日立製作所横浜工場に勤務していたところ、工場閉鎖に伴う子会社への転籍を求められました。そして、これを拒絶したところ、既に数名しか従業員が残っていない閉鎖中の戸塚工場で、産業廃棄物処理の仕事を命ぜられていました。ところが、2016年9月9日に申し立てた仮処分手続きの中で、2017年1月から元の品質保証部の職場へ復帰することになったのです。

2 電機リストラ

日立製作所だけでなく、東芝、三菱電機、NEC、パナソニック、富士通、ソニー、シャープといった日本を代表する総合家電メーカーの電機リストラの嵐が吹き荒れています。多くの企業が、圧倒的な内部留保を抱え、巨大な黒字経営を続

ける中で、正規労働者の大量リストラが強行されているのです。電機・情報ユニオンの調査では、2012年からリストラされた正規労働者は、既に33万人を超えているとのこと。ところが、その多くは大量解雇という形をとらず、労働者へ他社への転籍を迫るというやり方で実施されているのです。会社は、「転籍を断つて残っても、会社にあなたの仕事は無い」等として、他に選択の余地が無いかのように追い込んで労働者に同意を迫ります。頼みのはずの労働組合も、転籍が前提の条件交渉に終始し、転籍には応じて欲しいとするのです。そのような中で、ほとんどの労働者が、抗しきれずに「同意」をさせられてしまっているのが現状で、そのためなのか、これだけ多くの正規労働者がリストラされて

いるのに、労働者側の反撃はほとんど見えてきません。

3 業務命令権の限界

強引に吹き荒れるリストラの嵐の中で、田中さんは、使用者の業務命令権には限界がある。労働契約で合意していない仕事を命ずることは出来ないし、見せしめ的な仕事を命じたり、仕事をさせないとするような濫用的行使は許されない。使用者が、「会社にあなたの仕事は無い」「残った場合には、人材派遣会社へ出向して転職先を見つけてのがあなたの仕事」等とすることは、転籍に同意しなければ、業務命令権の限界を超えた違法な命令を下すとしているだけのこと。よって、違法な命令を下すぞと迫って、同意を求めようなどとは許されなから、直ちに中止すべきであるとして、仮処分を申し立てたのでした。

田中さんの闘いは、今後さらに拡大するであろう大企業の「同意」強制の嵐に対して、非常に大きな意義をもったものと考えられます。



2016年9月23日

YBP横浜ビジネスパークでの13回目の宣伝行動

第4次厚木基地爆音訴訟

最高裁判決へ

弁護士 関 守 麻紀子



1 第4次厚木基地爆音訴訟は、いよいよ、最高裁の判決が言い渡されることになりました。

2 1審の横浜地裁判決、2審の東京高裁判決はいずれも、深夜・早朝の時間帯の自衛隊機の運航を禁止し、さらに高裁判決は、2016年12月31日までの将来にわたる損害賠償を命じました。他方、米軍機の差止請求は認められませんでした。

高裁判決を受け、原告ら住民側は、米軍機の差止めを求めて上訴し、被告国は、自衛隊機運航差止めと将来の損害賠償請求が不服であるとして上訴しました。

3 最高裁は、2016年9月、自衛隊機の差止めと将来の損害賠償請求の争点について、

上告を受理する決定をしました。が、原告らの米軍機の差止請求については判断の対象から外しました。

これにより、米軍機の差止めの道は、4度にわたり、閉ざされることとなりました。

ジェット機による騒音が激化した昭和35年から56年もの間、米軍機による被害の解消を求め続けてきた住民の声、悲痛な訴えは、今度も裁判官には届きませんでした。

厚木基地の爆音は受忍限度を超えるものであって違法である、との司法の確定判断が3度に渡ってなされているにもかかわらず、騒音状況は改善しない、という異常な事態が放置されています。これでは、憲法が

保障する裁判を受ける権利などないに等しいといわざるを得ません。そもそも、日本の領土にある米軍基地に、日本の法律が適用されず、市民の人権を侵害しても何も言えないなどということがあつてはならないことです。

10月31日に行われた口頭弁論期日、原告側は、米軍機の差止めが認められなかったことへの怒りをこめ、自衛隊機差止めの判断が維持されるべきであることを、力強く弁論しました。

4 最高裁の建物は堅牢で、たとえジェット戦闘機F/A18が上空を飛んでも騒音は全く届かず、大地震が起きたとしてもびくともしないのではないかと、この考えが頭をよぎりましたが、

そのような考えは打ち消し、最高裁が、人権救済の砦としての見識を示されることを心から期待したいと思えます。

判決は、12月8日。本号がお手元に届く頃には、すでに判決が言い渡されているのだと思うと、緊張します。

追記 12月8日の最高裁判決は、東京高裁判決を覆し、自衛隊機の差止めも、将来の損害賠償請求も、認めない、としました。その理由付けは到底納得できるものではありません。「平和で静かな空」を実現するために、第5次訴訟の提起を直ちに決意しました。

刑事弁護事件における

準抗告の申立て

弁護士 中村 晋 輔

勾留されている被疑者の方の刑事弁護事件を受任しますと、弁護人としては、被疑者の解放のために、勾留や勾留期間延長に対する準抗告（じゅんこうこく）の申立てができないかを検討します。私は司法修習第58期で、2004年から2005年に広島で実務修習をしました。当時の広島弁護士会では、とりわけ接見禁止に対する全件準抗告運動が行われており、被疑者本人でも申立てができるように、チェック式の準抗告申立書が作成されていたことが強く印象に残りました。そのため、私は準抗告の申立てに対して、他の弁護士より心理的ハードルが低いのではないかと思います。

新人弁護士のころ、勾留決定に対する準抗告の申立てをして、裁判所で3名の裁判官と面接をしました。男性の裁判官は、私の説明に対して終始無表情で、能面のように怖かったのですが、起案を担当すると思われる左陪席の女性裁判官が笑顔で何度もうなずいてくれましたので、希望を持ちました。しかし、その後、裁判所の書記官さんから携帯電話に連絡があり、「棄却（ききやく）です」とあっさり告げられたときには、ショックを受けました。その後、書記官さんからの「棄却」という響きにも慣れてしまい、そのようなショックは受けなくなりました。

このように準抗告の申立てをしても、裁判所はなかなか認めてくれませんが、認めてくれたこともありました。裁判所が準抗告に理由があるものと認めてくれたことにより、被疑者が解放されたときの警察官の驚きぶりを目の当たりにしたり、被疑者の取調べで検察官が慌てていた様子を聞いたりしますと、準抗告の申立てに再びチャレンジしてみたくありません。過去には、準抗告の申立てをしたところ、検察官から電話があり、「上司の決裁をとってすぐに釈放指揮をしますので、準抗告の取下げをお願いします。勾留請求をしたのは日直の検察官で、私ではありません」などとご丁寧

に言われたこともありましたが、たとえ準抗告が棄却されたとしても、裁判所が決定書の理由の中で、弁護人が把握できていなかった捜査状況を説明してくれたり、弁護人の主張に一定の理解を示してくれたりすることもあり、その後の弁護活動の指針となることもあります。今後、可能な限り、弁護人として準抗告の申立てをしていきたいと思えます。



スズメバチ駆除に 気をつけて

弁護士 浅川 壽 一



一 昨年の夏は、酷暑であったせいか、スズメバチの活動が活発でした。そして、スズメバチ駆除業者とのトラブル相談も、多く寄せられました。スズメバチの巣を駆除する際の費用は、一万五千円から五万円くらいというのが一般的です。しかし、私が相談を受けたケースでは、三〇万円前後、業者によっては四〇万円を超える請求をしてきたケースもありました。

二 相談ケースに多少の違いはありますが、いずれも駆除を依頼した依頼人を恐怖に陥れ、高い駆除費用を払わざるを得ない状況に追い込むものでした。ある業者はハチの巣に対していきなりスプレーを行い、ハチが暴れている状態に陥らせた上で「いますぐ駆除しないと、費用は四〇万円」として契約書にサインさせ、駆除作業を行うというものでした。また、依頼人がサインをしないと「明日の朝また来ますから、よく考えて下さいね」として、暴れているハチをそのままの状態にして放置。依頼人はハチが大暴れしている状態で一晚を過ごさねばなら

ず、ハチにさされるのではないかとという恐怖に苛まれ、眠れない一夜を過ごし、翌朝高額の契約をせざるをえなくなりました。三 いずれの業者も、インターネットで広告を行っており、表示された電話番号に電話をする、電話オペレーターが対応、都合があうところで業者が派遣されてくるというシステムでした。いずれの業者でも共通するのが、水道工事や破損したガラス窓の交換作業、屋根の補修も行うという兼業であり、ハチ駆除の専門家とは、おせじにも言えない業者ばかりでした。ずいぶん前になりますが、水道のトラブルで水道工業者を呼んだところ、本当は必要ない箇所まで工事が必要だと騙され、莫大な金額の請求を受けたという被害相談を受けたことを思い出します。

四 こうした悪質業者には、裁判で対応することも可能です。しかし、まずはトラブルに巻き込まれないことが大切です。事前に作業の見積りを業者に出させるとともに、合意のない作業は開始させないよう、気をつけ

ましょう。万が一トラブルに巻き込まれてしまった場合には、神奈川県弁護士会の消費者問題対策委員会に属している委員の弁護士や、消費生活センターにご相談ください。当職も、消費者被害に取り組む弁護士の一人です。



野尻湖にて 愛犬とカヌー

「最後の思い」

弁護士 徳 永 吉 彦



弁護士は、遺言書作成のお手伝いをさせて頂くことがあります。今回は、その中でも珍しいケースを紹介したいと思います。

遺言の手続について相談に来られた方がいらっしやっただのですが、その方は、相談の日から数日後、体調が急変し病院に入院することになってしまいました。そのため、連絡を受けた私は、病院に行き、危急時遺言の方法で遺言書を作成することになりました。

危急時遺言という言葉を知ったことがある方は多くないかもしれませんが。

危急時遺言とは、自筆証書遺言や公正証書遺言等とは異なり、特別の方式として民法に定

められた遺言の規程です。危急時遺言を定めている民法976条1項は、「疾病その他の事由

によって死亡の危急に迫った者が遺言をしようとするときは、証人3人以上の立会いをもって、その1人に遺言の趣旨を口授して、これを行うことができる」と規定しています。つまり、「生命の危険が急迫であること」という場合にこの特別の方式で遺言書を作成することができるのです。あくまでも例外的な方法ですので、ご存じの方は多くないかもしれません。

ただ、危急時遺言は、あくまで緊急時の一時的な遺言であるため、通常の方式で遺言書を作成できる状態になった場合に

は、その後6か月を経過した時点で効力を生じなくなります(民法983条)。そのため、その際は、改めて自筆証書遺言や公正証書遺言等を作成しなければなりません。公正証書遺言であれば、自筆証書遺言と異なり、家庭裁判所での検認も不要であり、確実性も高くなります。私も、遺言書の作成を希望する人には公正証書遺言をお勧めしています。

自分がいつどのように最期を迎えるのか、それは誰にも分かりません。自分の「最後の思い」を残したいという気持ちがある方は、来るべき時に備えて早めに遺言書を作成しておくことが大切です。



鎌倉市職労・組合事務所事件 解決のご報告

弁護士 田 淵 大 輔

1 鎌倉市職労は鎌倉市の職員によって構成されている労働組合ですが、神奈川県労働委員会において、3つの不当労働行為救済申立事件に取り組んできました。

元々は、特殊勤務手当の撤廃、及び、給与削減に伴う激変緩和措置の全面削除という給与に関する事件を取り組んでいたのですが、労働委員会に事件が係属している最中、鎌倉市が組合事務所の使用を不許可として、退去を求めてきたのが組合事務所事件でした。

2 労働組合にとって、組合事務所は活動の拠点であり、団結の象徴でもあります。その組合事務所を、よりによって労働委員会が係属中であるにもかかわらず、鎌倉市が明渡を求めてきたことは、労働委員会に

申立を行ったことへの牽制や報復であり、不当労働行為そのものと評すべき暴挙でした。

そのため、労働委員会からは実効確保の措置勧告や三者要望という形で、鎌倉市に対して組合事務所を確保するよう求める見解が示され、鎌倉市が建物の明渡を求めて横浜地裁に申し立てた仮処分手続でも、組合事務所を確保することを内容とする和解の提案が裁判官から示されました。

それでも、鎌倉市は労働委員会や裁判官からの働きかけをいざれも無視し、横浜地裁に訴訟を提起するとともに、組合事務所として使用していた建物を解体する工事の業者を選定し、解体工事の着工を強行してきたのです。

3 鎌倉市職労は、以上のよう

な不当な労働組合攻撃には断固として闘うものでしたが、他方で、組合事務所をめぐる紛争が長期化することで、計画されていた学童施設の建設などが滞ることは望むものではありませんでした。

鎌倉市も、仮処分手続の時点では和解に応じませんでした。が、その線でしか解決の見込みが無いことを悟ったからでしょうか、最終的には裁判官からの和解提案と同等の内容で、鎌倉市職労に組合事務所を貸与することを受け入れました。また、鎌倉市は、鎌倉市職労に対して、組合事務所から退去するまでの期間の損害賠償を請求していましたが、この点についても横浜地裁において和解が成立しました。

4 労働組合、特に公務員の労働

組合に対しては、正当な要求や活動に対しても激しいパッシングが加えられる風潮が続いています。しかし、労働組合が、憲法や労働法によって保障されている正当な権利を行使して労働者の要求を実現していくことは、労働者の権利を守り、実現していく上で不可欠のことです。特に、公務の職場では、職員の正当な権利の実現は、法を尊重し、正当な権利を擁護する地方自治体の姿勢を育てることで、公務の適正な運営にも資することです。

組合事務所事件は一つの区切りを迎えましたが、職員の給与をめぐる事件はこれからも続きます。是非、多くの方に、鎌倉市職労の闘いへの理解と支援をお願い致します。





本年もよろしくおねがいたします

弁護士 畑山 穰

この一年が、国民に根差す野党共闘の発展に実り多き年であることをねがっております。

弁護士 川又 昭

一七歳で過ぐる大戦に加わり、一八歳で敗戦を迎えました。そして戦後七二年。この間、生を得て今のあることに多少の感慨が無い訳ではありませんが、去年戦後はじめて、市民と四野党の共闘が国政から地方政治についてまで成立し、大きな成果を揚げ得たことには、感慨無量なるものを覚えています。

そして今年。この共闘の流れが本格的に、飛躍的に大きく成長するのを期待し、切望しています。

弁護士 根岸 義道

昨年夏に母がグループホームに入所しました。それまでは、金曜日から日曜日まで介護施設にショートステイをお願いし、残りの4日間のうち2日間を私が母宅に泊まり込んで世話をしていましたので、現在は精神的にも肉体的にもだいぶ楽になりました。とはいえ、気がつけば私自身もすっかり高齢者になってしまいましたので、無理をせ

ずできる範囲で皆さんのお役に立てればと考えております。本年もよろしくおねがいたします。

弁護士 小口千恵子

人工知能の発達やインターネットの普及。人は記憶したり考えたりすることも忘れ、人との関わりは薄く広くなる一方です。もう、社会に取り残されてもいような気持ちになるこの頃です。

弁護士 高橋 宏

安倍政権の暴走政治が止まら

ない。取り戻そう立憲主義。物言わせよう民主主義の力。

弁護士 関守麻紀子

かながわ安保法制違憲訴訟が始まります。戦争をする国にしないために、力を合わせましょう！

弁護士 近藤ちとせ

明けましておめでとうございます。99パーセントの市民が安心して生活できる社会にしたい。その実現に力を尽くす一年にしたいと思います。

弁護士 田淵 大輔

昨年は広島カープの優勝と黒田投手の引退に強く胸を打たれました。

目先の利益や時流に惑わされることなく、自分の信念に従って生きていくことは容易なことではありませんが、そのような生き方を貫きたいという思いを改めて強くしたところです。

弁護士 中村 晋輔

2013年に東京地裁立川支部に提訴しました第二次新横浜基地公害訴訟が今年の3月に結審となる予定です。最終準備書面の作成をがんばります。

弁護士 浅川 壽一

昨年は弁護士になってから10年を迎えました。事務所の中堅として頑張らないと。先輩たちが築いてきたつながりを大切にしながら、自分独自の仕事も開拓したいです。

弁護士 田井 勝

いつの間にか今年で弁護士10年目です。受験勉強をしていた頃に自分が描いていた弁護士像に近づけているかどうかかわかりませんが、これからも、一つでも多くの事件を解決させられるよう、頑張ります。

弁護士 北神 英典

去年から始めた週1回の学校での仕事、楽しいです。今年度は、本業である訴訟活動に加えて、さらに新しいことにチャレンジしたいと考えています。

弁護士 高橋 由美

2016年は、選挙で改憲勢力が3分の2を獲得してしまい、憲法審査会が再始動、更には米国大統領にトランプ氏が選出されるなど、日本国憲法の理念が問われる年となってしまいました。今年、2017年の踏ん張りが本場に大事です。

弁護士 清水 俊

昨年の3月に生まれた長女が、笑ったり泣いたり寝返りしたりハイハイしたりつかまり立ちしたり……挙げたらキリがない感動の数々。今年も長女の笑顔を力にして頑張ります

弁護士 石崎 明人

皆様からは旧年中はひとかたならぬご高配にあずかり心より感謝致しております。今年もどうぞ宜しくお願い致します。

弁護士 鈴木 啓示

今年で入所五年目、節目の年になりました。それでも初心を忘れず、より頼れる弁護士を目指して精進していきたいと思えます。本年も、どうぞよろしくお願ひいたします。

弁護士 海渡 双葉

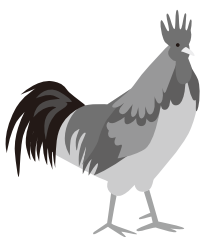
昨年は、出張・旅行の多い年でした。現地に行つてこそ分かる発見も多く、まさに百聞は一見に如かず。今年も、探究心を忘れず、頑張ろうと思います。

弁護士 徳永 吉彦

弁護士になって三年目。運動をする機会がめっきり減り、体が少し重くなった気がします。スポーツもしつつ、全力で仕事に取り組んでいきます。

弁護士 鈴木兼一郎

今年は大好きな「大盛り」をできるだけ我慢し、少し痩せようと思っています。本年もどうぞよろしくお願ひ致します。



高江で いま起きていること



弁護士 鈴木 兼一郎

私は、昨年10月21日と22日、当事務所が中心で活動する自由法曹団の神奈川支部の一員として、米軍ヘリパッド基地が建設される予定の沖繩の東村高江というところに行ってきました。この高江がどういう場所か、皆さんご存知ですか？

高江は、沖繩県国頭郡東村の一部で、北部「山原」(やんばる)の森の中にある人口約150人の静かな集落です。絶滅危惧種となっているヤンバルクイナという鳥の名前はご存知の方も多いでしょうか。ヤンバルクイナは世界でこのやんばるの森にしかいません。ちなみにヤンバルクイナ、鳥なのにほとんど飛べないそうです！(私は知りませんでした…)

この高江に、米軍のオスプレイが離発着できる6か所のヘリパッド基地を建設する工事が現在進められています。政府の説明では、建設予定のヘリパッド基地よりも代わりに米軍から返還される土地の方が広いということが強調されます。しかし、返還される土地は米軍にとって使用不可能なものでいわば「要

らない」土地です。つまり要らない土地を返すから、少し狭くてもオスプレイもガンガン使える基地を作ろう！ということですね。これに対し、高江の住民は20年近く前から反対決議をする等反対運動を続けてきました。

県内で暮らしていると報道もほとんど見ませんし、何だかよく分からないことをやっているなーと思われるかもしれません。しかし、例えば神奈川県の丹沢に大きな基地を作るとなったら。横須賀などの県内にすでにある基地の機能を強化すると言う話になったら。貴方やそのご家族が当事者にならない保証はなく、いつ当事者になるかすら分からないのです。

また、神奈川県警から機動隊員が高江に派遣され、「各種警備事象」にあたっています。もともと、機動隊員がしているのは平和的に集会をしている住民やそのテント・車両を強制的に排除し、市民を言いがかり的に不当逮捕し、基地建設を進めることです。この高江への機動隊員の派遣をしたことが、神奈川県として違法・不当な公金支

出にあたるとして、住民監査請求(自治体のお金の使い方がおかしい！という訴えです)をやる予定で、皆さんにこのニュースが届く頃にはここ神奈川の地で提訴していることでしょう。遠くの沖繩で起きていることとはいえ、私たちも決して他人事で済ませてはいけない問題だと思います。テレビ・新聞を見る、インターネットで検索していただけるだけでも嬉しいです。ぜひこの問題に関心を持っていただければと思います。



高江で座り込みに参加する鈴木兼一郎弁護士
(2列目) 2016年10月22日

震災からの復興に向けた道のり

熊本を訪れて

弁護士 海渡 双葉

熊本地震の爪痕

2016年4月14日に起こった熊本地震。その被害が最も大きかった益城町に、11月に訪れる機会がありました。

熊本地震から、既に7ヶ月は



今も倒壊建物の解体作業が続く益城町

ど経過していましたが、建物が潰れて倒壊したまま、野ざらしになっているものも多くありました。また、更地についても、これらがいずれも建物の取り壊しを余儀なくされたのだと考えると、被害の深刻さがうかがえました。

傾いたままの電信柱や、道路のヒビ割れの激しさ、そして、壊れて朽ちかけた建物をつぎはぎで使っている様子などを見て、復興に向けた道のりはまだスタートラインといったところなのだと感じました。

復興市場・屋台村

益城町のスーパー（震災により休業中）の駐車場には、大型テントが張られ、被災した飲食店や商店などが「益城復興市

場・屋台村」を開いていました。

まだ朝だったからか、飲食店については準備中のところばかりでしたが、仕込みの作業をしているところを垣間見ることができました。お店の人たちと少し話しましたが、前向きに仕事をしているところが印象に残りました。

テントの中に設置された、壁一面の「復興メッセージボード」には、所狭しと応援メッセージが書き込まれ、あたたかい気持ちになりました。

熊本城という存在

熊本市内でタクシーに乗ったところ、タクシーの運転手が、「熊本城が壊れてしまって、近くに行ってみるたびに涙が出てくる」でも、まだ見ていないな

らは非見ていってほしい」と話していました。

ニュースで熊本城が壊れた状況を見ていたので、分かったつもりになっていましたが、実際に行ってみると、実際に、あちこちで石垣が無残に崩れ落ちていて、一体どこから直して



崩れ落ちた熊本城の石垣など

いけばいいのかという状況でした。

地震大国日本で

規模の大きな地震としては、東日本大震災などが記憶に新しいですが、この熊本地震にしてみても、被害は他人事ではありません。地震大国日本に住んでいる限り、地震によって、生命・身体・財産を脅かされ、生活が壊されるリスクを誰もが負っています。つい最近も、東日本大震災の余震がありました。災害時には法的トラブルも起こりやすく、弁護士によるサポートが必要になることも少なくありません。

大地震に備え、また、将来の世代のために、防災だけでなく減災の観点から対策を講じておく必要があると考えています。



神奈川県議会の問題点 (県議会の「おらがルール」)



弁護士 高橋 由美

ここがヘンだよ神奈川県議会
(第2回・夏号の続き)

前回、よくわかる「神奈川県議会、おらがムラルール！」をお届けしました。「冬号に続く…」という予告通り、夏号の続きです。題して「ここがヘンだよ神奈川県議会」。今回は「選挙と警察と教育委員会」の巻。

今年の夏の参議院選挙で、有権者が変わって、18歳以上の男女(全人口の80%以上)となりました。実に70年ぶりの改正です。

そしてこの改正により、2016年7月の参議院選挙は18歳以上の男女により投票が行われました。そして、総務省が18歳、19歳の有権者を抽出して実施した選挙区の投票率調査で、何と、横浜市青葉区の1投票所で18歳の投票率が73・49%だったそうです。全国の18歳投票率が51・7%だったそうですから、ダントツです。素晴らしー！……とここまでが良いのですが、問題はソノアト。なんと、選挙の後、青葉警察署の生活安全課の署員が、青葉区内の県立高校3校に対して、「区の18歳

投票率が高いが、特別な取り組みをしたのか」と電話で問い合わせをしたそうです。

はあ？なんで警察がそんなこと聞くの？警察って犯罪の捜査とか治安とか、そういうことをスルトコですよ？どうして投票率が高いことに警察が関心を持つのか？……もしかして、公職選挙法違反で誰かを取り締まるつもりか？……って投票率が高いことは別に公職選挙法違反なんかにならないし。なんですか？これは？と、私だけでなく、誰もが考えるはず。

ここで少しは法律家らしいことを述べますと、警察の職務は警察法2条というのに規定されており、そこには「1・警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締まりその他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする。2・警察の活動は、**厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものである**として、その責務の遂行に当たっては、**不偏不党かつ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の**

保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない」と記載されています。つまり、警察は、犯罪の捜査とか予防とか、そういうことはできるけど、その他の活動をしてはダメです。活動をするときも、人権の規制や自由の干渉をしてはいけません、ということが規定されているのですね。

とすると、青葉署の「もしもし：お宅の高校で投票率をあげるために何かやりましたか？」という行動は、この警察の活動に入っている：わけがありません！普通の人がこんな電話を警察から受けたら、「私のやったことは何か犯罪に関係するのだろうか？」と怖くなってしまいますよね。とんでもない！投票率をあげて褒められこそすれ、どうして警察から問い合わせを受けなくちゃいけないのですか？もしかして、警察は投票率が上がったら困るわけ？主権者教育、何てやったら公職選挙法違反で検挙されちゃうの？…等等と考えるのが普通です。

ところが、警察は「18歳投票

率が高かったとの報道を受けて、理由を調べるためだった。電話をかけたことに問題は無かった」と説明。県教委は「今後の主権者教育に影響はなく、問題ないと考えている」とコメント。：はあ？何ですと？だいたい、青葉区内の高校に通っている生徒が青葉区で投票する訳でもないし、警察が「単に興味があつたんで聞きましたよ」なんて、そんな言い訳通じるのか？

そこで、神奈川県議会で、君嶋さんと議員さんが、①警察本部長に対して、根拠法と認識を問い、②教育委員会には、教育が行政・政治から独立すべきことを踏まえ、警察の行為に毅然とした態度を求める、と質問しました。すると：警察は、根拠法を答えることはできず(当たり前だ)「任意のご協力を頂いた」。教育長は「普段の連携の一環であり問題は無い」と回答。周りの議員は、笑いながら「電話はもんだいない！」とのヤジを飛ばす始末。：あ、空いた口がふさがらない。

更に、君嶋議員が、このような行為はいわば教育委員会も被

害者だ、と発言すると、今度、他の会派が烈火のごとく怒りだしました(怒るところが違うだろう)。そして、君嶋議員の発言を議運で取り上げて「被害者というからには加害者がいるのか、(天下の)警察サマを加害者呼ばわりとは何事か！謝罪しろ！発言を撤回しろ!!」：うーん、末期的症状。

議員が議会で意見を表明したことをとらえて、それを他の会派が謝罪しろ、とは…。議員の発言については、議員は有権者に対する政治的な責任を負うだけであつて、その他の責任を負いません。なのになんじゃ、神奈川県議会の状況は：

とここで、問題点を整理。今回取り上げた事件での神奈川県の問題は、

①神奈川県警察青葉署が、警察の職務を超えて、行つてはならない教育への不当干渉を行つたこと。

②それを神奈川県警も教育委員会も正しく認識していないこと

③更に県議会も正しく認識していないどころか、警察権の教育への不当干渉を当然と考えて

いること

④議員が正式な場で発言したことに對して、これを県民の見ている議会での意見の応酬ではなく、県民が傍聴するのが極めて困難な(困難な理由は夏号をご覧ください)「議運」という場で、取り上げ、「謝罪」や「撤回」を求めること。

⑤このようなあり方に県議会が全く問題意識をもっていないこと

ということになるでしょうか。ここがヘンだよ神奈川県議会(今回は、神奈川県議会と神奈川県と両方でしたが)シリーズ、残念ながらまだまだ続きそうです。今後も神奈川県議会の異常な事態を斬る！シリーズをお届けします。



0404.jp - 22732024

長女誕生で 改めて思うこと

弁護士 清水 俊



長女とのハッピータイム!

3月に長女が生まれてすっかり子供中心の生活になりました。お宮参りやお食い初めといった昔ながらの行事から、妊娠中のマタニティフォトやらハーフバースデイやら自分が生まれた33年前にはほとんど見られなかったであろうイベントもあり、少子化が進む中で子一人に掛ける時間やお金は大きくなっているのかなと思います。行事やベビー用品購入のたびに子一人生まれることの経済的な効果は大きなものだ、財布を見ながら実感します。

と同時に、「神奈川県最低賃金を1000円以上に」を掲げて闘ってきた最賃裁判で、時給1000円以下では結婚することもまして子供を作ることもなんて夢のまた夢です」と訴えていた若い原告らの声が思い出されます。

最近の労働相談では、労働契約を締結するにあたって数十万円の研修費用を分割払いで毎月給与から天引きされたり、完全歩合制の給料体系で最低賃金は補償すると言いながら(もちろん最低賃金を下回ることは違

法なので「補償」などと恩着せがましく言われる筋合いもありませんが)、退職時にその補償分を請求されたり、耳を疑うような「ブラック」な内容が相次いでいて、あまりの労働環境の劣悪ぶりにゾッとします。

労働組合の組織率が低下し、個別バラバラにされた労働者たちは「そんなものかな」とブラックな労働条件を受け入れてしまっている現状もあるようです。

ブラック企業の撲滅とともに労働者の意識を変えていくことも私たち弁護士に求められる使命だと強く感じています。

仕事に育児に頑張っていくますので今年もよろしくお願い致します。

イラク旅行記

弁護士 石崎 明人



秋頃、イラクに行ってきた。訪れたのは、クルド人自治区クルディスタンです。

一般にクルディスタンとは、イラン、イラク、シリア、トルコ、アルメニアの国境で分断されたクルド人が多く住む地域をいいます。クルド人にとってクルド国家樹立は長年の悲願とされ、中東に残された歴史の宿題の1つです。独立闘争・テロは、夥しい流血を生んでいます。そんな中イラクのクルディスタンは、イラク戦争を経て強固な自治権を得、独立した統治機構を持ち積極的な独自外交を行っています。欧米のバックアップで軍ペシユメルガが次々に過激派組織ISを破り、秩序確立のカギとしてプレゼンスを高めています。

首都アルビルはISの重要拠

点モスルまで目と鼻の先です。

モスルではISによる残虐な処刑や深刻な人権侵害、空爆被害が起きており、命からがら逃れてきた多くの避難民に会いました。こうしたIDPs (internally displaced persons 国内避難民) は膨大な数に上り、クルディスタンだけでも約150万人が身を寄せていました。

勿論シリアからの避難民も沢山います。今回は約1万1000人の避難民が暮らすアルビル郊外のキャンプ (Darashakuran Camp) を訪問しました。仮設住宅でお菓子や飲み物を振舞ってくれた青年は、父親と2人でここにいるが女性の家族は欧州に避難しており、いつになれば皆が再会できるのか見当もつかないということです。

街がISから解放されても、

激しい戦闘で家々やインフラが破壊されていると生活ができ

ず、帰ることもままなりません。IED (Improvised Explosive Device 即席爆発装置) の恐怖もあります。IEDは、たとえば家のドアを開いたら爆発する、どこかを触ったら爆発するという爆弾です。ISは撤退の際こうした死の置き土産を無数に残していくのです。

更に近年深刻なのが宗派対立です。元々イラクではさほどの宗派問題はなく異宗派同士の結婚も珍しくありません。ところがイラク戦争後から様子がおかしくなってきました。今ではシーア派民兵による「スンナ (スンニ) 派狩り」だけでなく、「宗派が違う」という理由で離婚する夫婦まで現れています。こうした状況を受け憲法117

条2項に基づき「スンニスタン」の樹立を論じる向きもあります。

今回の旅はISのイラク最大拠点モスル奪還作戦開始直前でした。現地の知人によれば、10月に開始された同作戦はイラク戦争以来最大規模の軍事行動となっているようです。

この作戦がどれだけのコラテラルダメージやIDPsを伴う人道危機となるのか、そして解放後のモスルを誰がどう統治するのか大変気になります。



Darashakuran Camp (撮影：石崎)

ワークルール、結婚、男女問題…

女性の法律、教えています

弁護士 北 神 英 典



昨年から東京の女子大学で、毎週1回、生活に関連した法律を教えています。以前当職が勤務していた共同通信社の先

輩の紹介で、一般教養科目で法律の授業を担当してほしいと頼まれ始めたものです。

授業をしている学部は、法学部ではありません。法律について基礎的な素養の全くない生徒さんが対象です。学部の必修科目でもありません。

それにもかかわらず、「実生活に役立つ授業を」というシラバスのコンセプトを読んだ90人余りの生徒さんが履修登録してくれました。

そんな生徒さんが関心を持ってくれるテーマは何か。さらに、そのテーマを分かりやすく伝えるにはどうすればいいか。

授業の内容は、毎回手探りで準備し、ひとりよがりにならないよう、授業が終わった後はアン

ケートをとって次の授業の参考にしていきます。

人間の能力からして、90分の授業を最後まで集中して聞きとおすということは困難なものです。当職の大学時代を振り返ってもそうでした。

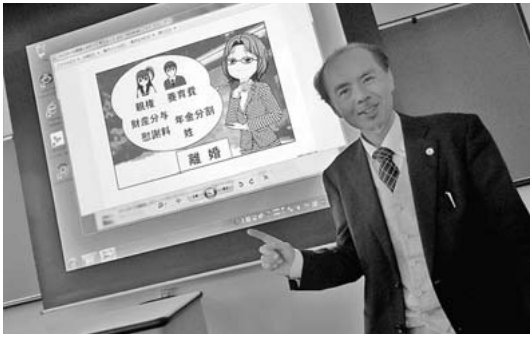
そこで、法律や制度の説明が、生徒さんたちにとって、睡眠を誘う催眠術の呪文や子守唄に陥らないよう工夫しながら説明しています。内容はできる限り具体的にし、話し方にはメリハリをつけ、何枚ものマンガを使い、毎回、20名前後の生徒を順次指名して質問を浴びせ、答えを考えてもらっています。

お話しした内容は、未成年者の問題や結婚と離婚など民法が中心ですが、生徒さんの関心の高

い就職問題に絡めて、アルバイトや就職活動、採用後の労働条件などワークルールの授業も取り入れました。もちろん、おそらくはこれまでに考えたことがないであろう憲法の手厚い人権規定の恩恵についても、2コマ＝180分を使って説明させていただきました。

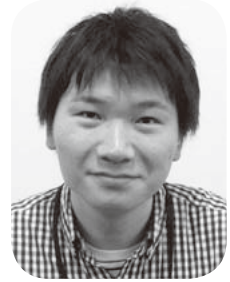
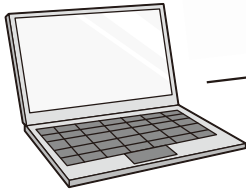
生来の気弱さから、20歳前後の若い女性ばかりが待ち受ける教室に飛び込んでいく時の気恥ずかしさに慣れることはありません。

しかし生徒さんには「この授業をとってよかった!」と心から感じてもらえるよう、本業である弁護士業とともに今年も頑張っています。



授業で使うマンガと筆者

ネット予約 はじめました



弁護士 鈴木 啓 示

これまで事務所における法律相談の予約は、直接お電話頂くか、メールフォームで候補日を指定しての予約でしたが、数ヶ月前よりネットで予約が完了するネット予約システムを導入しました。

相談希望の方は、希望する日時を選んで、名前と連絡先を記入して頂ければ予約は完了です。美容院や飲食店のネット予約と同じような仕組みです。

平日の昼間に電話できない、メールフォームはやり取りが面倒という問題もこれですっきりしました。ネット予約システムからは24時間予約ができます。

また、相談枠を今年から10時～15時・17時～20時までとし、これまでなかった夜間枠も作りました。

ネット予約は、事務所ホームページのトップにある「予約する」ボタン、又は本ページのQRコードからアクセスできます。

そして、今回の事務所ニュースには無料相談券が付いています。もちろんネット予約をされた方も、無料相談券をお持ち頂ければ大丈夫です。

日常の不安や心配事について、遠慮無くご相談下さい。

今まで以上に、市民のみならずにとつて相談しやすい法律事務所を目指して、これからも邁進していきたいと思えます。

追伸…いささか時代遅れな感

が否めない当事務所のホームページも、近日大幅リニューアル予定ですのでご期待下さい。

横浜合同法律事務所

1回分

無料相談券

*必ずご予約のうえ本券をご持参ください

ネットでもご予約 電話045-651-2431
いただけます 有効期間 2017年1月～6月末



〈ネット予約はこちら〉



沖縄にしかない飛べない鳥ヤンバルクイナ